

は じ め に

現在、我が国は、少子化の進行や本格的な人口減少社会の到来、生活スタイルの多様化や働き方改革の推進など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。また、核家族化の進行、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

子どもの数の減少に少しでも歯止めをかけるためには、結婚、妊娠・出産の希望がかない、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境をつくるなど、切れ目のない支援が重要です。また、生まれながらの格差をなくし、子どもたちが未来に夢と希望を持って、安心してたくましく、心豊かに成長できる社会づくりが大切です。

このため、鹿児島県では、これまで、「かごしま子ども未来プラン 2015」に基づく取組や、平成30年度に実施した「少子化等に関する県民意識調査」結果のほか、国の「次世代育成支援対策都道府県行動計画策定指針」や本県の目指す姿や施策展開の基本方向を示した「かごしま未来創造ビジョン」などを踏まえ、県民の方々や県議会、県子ども・子育て支援会議の委員の皆様の御意見等も賜りながら、「かごしま子ども未来プラン 2015」の後期計画となる「かごしま子ども未来プラン 2020」を策定しました。この計画は、本県における少子化や子どもをめぐる現状等をお示ししながら、健やかな妊娠・出産への支援、社会全体で子育てを応援する気運の醸成、子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり、医療、食、教育で格差のない社会づくりなど、本県の少子化対策や子ども・子育て支援、母子保健対策等に関する施策に総合的に取り組み、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するための指針として策定したものです。

鹿児島の未来を担うのは子どもたちです。

子どもたちが「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」そう思える鹿児島を目指して、県民の皆様や、関係機関・団体、市町村、国などと連携を図りながら、この計画を着実に推進してまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました多くの方々に心から御礼を申し上げます。

令和2年3月

鹿児島県知事 三反園 訓

かごしま子ども未来プラン 2020

目次

第1章

計画の策定について

1 計画の位置づけ	1
2 計画策定の趣旨	
(1) 「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨	1
(2) 包含する各計画の策定趣旨	2
3 計画の期間	4

第2章

計画策定の背景

1 少子化をめぐる状況	
(1) 人口と人口構造の推移	5
(2) 婚姻の状況	8
(3) 子どもの数	12
(4) 就労	22
(5) 仕事と育児の両立	25
(6) 気運の醸成	35
【コラム】奄美高子宝地域の要因	36
2 母子及び父子並びに寡婦の状況	
(1) ひとり親世帯の状況	37
(2) 寡婦世帯の状況	38
(3) 支援事業の実施状況	39
3 子どもの貧困の状況	
(1) 全国の相対的貧困率等	41
(2) 生活保護受給世帯等	43
(3) 進学率、就職率	44
(4) 就学援助	45
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果	46
4 子どもの状況	
(1) 学習状況	49
(2) 体力	49
(3) 児童虐待	51
(4) 安心・安全	52
(5) 携帯電話、スマートフォン	55
(6) かごしま地域塾	56

5 母子保健の状況

(1) 妊娠届の状況	57
(2) 乳児死亡・新生児死亡	57
(3) 周産期死亡	58
(4) 低出生体重児	58
(5) 人工妊娠中絶	59
(6) 性感染症	60
(7) 妊娠中の妊婦の喫煙率及び飲酒率	60
(8) 自殺	61
(9) むし歯	61
(10) 母子保健サービス等の提供の状況	62
(11) 予防接種率	64

6 教育・保育等の状況

(1) 教育・保育施設の状況	66
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	69
(3) 保育士等の確保	74

第3章

これまでの取組と成果

1 これまでの取組と成果	77
--------------	----

2 目標達成状況

(1) 重点数値目標	78
(2) 包含する計画において掲げる目標値	79
(3) その他	80

第4章

計画の基本理念と推進体制

1 基本理念、基本目標及び施策の方向	81
--------------------	----

2 施策体系	82
--------	----

3 推進体制

(1) 県の推進体制	83
(2) 県民との協働	83
(3) 市町村との連携	83

第5章

4 点検, 評価, 見直し

(1) 点検, 評価	83
(2) 見直し	83

施策の方向

施策の方向 1 結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進	84
基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援	86
基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	91
【コラム】子宝の島・徳之島	96

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	97
基本施策 (2) 地域における子育ての支援	99
基本施策 (3) 保育士等の人材確保	110
基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減	113
基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	116
【コラム】いぶすき学校応援団の取組	121

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	122
基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり	126
基本施策 (3) 特別支援教育の充実	128
基本施策 (4) 幼児教育の充実	130
基本施策 (5) 郷土教育の推進	132
基本施策 (6) 家庭教育の充実	134
基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成	137
【コラム】かごしま地域塾	141

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実	142
基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	147
基本施策 (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	163
基本施策 (4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進	166
基本施策 (5) 子ども・若者の社会的自立の支援	169
基本施策 (6) 社会的養育の充実・強化	171
【コラム】集落に子どもの声が！子育て世帯が増えている集落「やねだん」	173

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策(1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	174
基本施策(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	176
基本施策(3) 雇用の場の確保	178

施策の方向及び基本施策と各計画の関係

180

鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組

(1) 「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組	181
(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組	181
(3) 「豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組	182
(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組	182

SDGs（持続可能な開発目標）との関係

183

第6章

子ども・子育て支援新制度の推進

1 区域の設定

(1) 趣旨	184
(2) 内容	184

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 各区域	185
(2) 県計（参考値）	207
(3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方	208

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	209
(2) 教育・保育の必要性と推進方策	209
(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携	209
(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上	209

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整	210
(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整	210

5 教育・保育に従事する者の確保

210

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

210

7 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援	211
(2) 市町村における取組計画	211
(3) 放課後児童健全育成事業の推進	212

第7章

数値目標

1 重点数値目標	213
2 包含する計画において掲げる数値目標	
(1) 母子保健計画	214
(2) 子どもの貧困対策計画	215
(3) 子ども・若者計画	215
(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画	215
(5) 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画	215
3 その他	216

第8章

参考資料

1 計画策定の経過	217
2 鹿児島県子ども・子育て支援会議	
(1) 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例	218
(2) 鹿児島県子ども・子育て支援会議委員	219
3 関係機関連絡先一覧	
(1) 各種相談機関	220
(2) 各種相談等	221
(3) 保健所	223
(4) 県の福祉に関する事務所	224
(5) 各市町村福祉事務所	225

○ かがしま PR キャラクター「ぐりぶー」について



鹿児島の魅力を多くの方々に知ってもらう仕事をしているかがしまプロモーション課長。プライベートでは、平成26年3月に幼なじみの「さくら」と結婚して、同年10月10日に生まれたこども達、努力家の「まなぶー」、きかんぼうの「あそぶー」、ぶりっこの「らぶぶー」、ポジティブな「かごぶー」、おませな「ゆゆぶー」、おっとり・のんびりした「すなぶー」、気弱な「ほしぶー」と、見た目も性格も個性豊かな7つ子たちのお父さんです。



「まなぶー」 「あそぶー」 「らぶぶー」 「かごぶー」 「ゆゆぶー」 「すなぶー」 「ほしぶー」

1 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「鹿児島県次世代育成支援行動計画」であるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」として策定します。

本計画は、本県の少子化対策や子ども・子育て支援、母子保健対策等に関する施策を総合的に推進するための指針とするものです。

また、本計画は、以下の計画を包含します。

- 「母子保健計画について」(平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「策定指針」に基づく「母子保健計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

かごしま未来創造ビジョン、鹿児島県地域福祉計画、鹿児島県障害者計画、鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県社会的養育推進計画など、県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

2 計画策定の趣旨

(1) 「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨

本県においては、少子化対策として、2005(平成17)年度を初年度とする「かごしま子ども未来プラン」(前期計画)、2010(平成22)年度を初年度とする「かごしま子ども未来プラン」(後期計画)、さらに2015(平成27)年度を初年度とする「かごしま子ども未来プラン2015」を策定し、各種施策を推進してきたところです。

しかしながら、本県の出生数は、1960(昭和35)年には37,821人でしたが、30年後の1990(平成2)年に約半分の18,892人となり、直近の2018(平成30)年には約3分の1の12,956人となっており、減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、2018(平成30)年において1.70であり、人口維持に必要とされる2.07を依然として大幅に下回っている状況が続いています。

このまま少子化が進行すれば、本県における人口は、2015(平成27)年の約165万人が、30年後の2045(令和27)年には約73%の120万人程度まで減少し、ピーク時の1955(昭和30)年の204万人の約60%と、深刻な状況にあります。

国においては、2003(平成15)年7月から「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援を計画的に推進してきました。また、子ども・子育て支援等の充実を図るため、2012(平成24)年8月に子ども・子育て関連3法が制定、2015(平成27)年4月に子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

また、2017(平成29)年6月に公表した「子育て安心プラン」や、2018(平成30)年に策定した「新・放課後子ども総合プラン」などにより、女性就業率の上昇に対応した保育等の受け皿整備を行うことと

しているほか、2018（平成30）年6月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するなど、少子化に歯止めをかけるための取組が進められています。

県においては、このような状況を踏まえ、今般、新たな計画を策定することとし、計画を策定するに当たっては、国が策定した「次世代育成支援対策都道府県行動計画策定指針」や「少子化社会対策大綱」、県が2018（平成30）年に実施した「少子化等に関する県民意識調査」などを踏まえ、幅広い観点から検討し、「県少子化対策推進本部」や子どもの保護者、市町村長等から構成される「県子ども・子育て支援会議」等で総合調整や協議を行ってきました。

今回の計画は、これまでの施策をより一層進めるとともに、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進していくための指針として策定しました。

今後とも、子どもを産み育てやすい鹿児島を目指し、本計画の実現に向けて積極的に取り組みながら、少子化に歯止めをかけ、次世代の育成を支援してまいります。

（2） 包含する各計画の策定趣旨

① 母子保健計画

本県においては、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、母子保健の主要な課題を提示し、関係者、関係機関・団体等が一体となって母子保健に対する取組を進めるための指針として、2001（平成13）年度に母子保健計画である「健やか親子かごしま21」を策定、2005（平成17）年以降は鹿児島県次世代育成行動計画である「かごしま子ども未来プラン」に母子保健計画を包含し、5年ごとに見直しを行っているところです。

母子保健計画の策定にあたっては、2014（平成26）年に国より発出された「母子保健計画について（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」における「策定指針」と、母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、これまでの取組の評価を行うとともに、母子保健に関する施策を総合的に推進してきたところです。

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。

また、県内どこにおいても一定の質の母子保健サービスが受けられ生命が守られるためには、地域間での健康格差の解消や、疾病や障害、経済的な状況と個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められています。

このような母子保健サービスが県内各地で提供されることを目指し、課題を抽出の上、その解決に向けた数値目標を設定するとともに、施策を明示することを目的として本計画を策定しました。

② 子ども・若者計画

本県においては、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」（2010（平成22）年4月施行）及び子供・若者育成支援推進大綱として策定された「子ども・若者ビジョン」（2010（平成22）年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、「鹿児島県子ども・若者計画」（「かごしま子ども未来プラン2015」に包含）を策定し、各種施策を展開してきたところです。

しかしながら、近年、少子化の進行や地域社会の連帯感の希薄化、スマートフォンなど様々な情報

通信端末の急速な普及など、子ども・若者を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、子ども・若者の意識や行動に様々な影響を及ぼすとともに、貧困、児童虐待、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が直面する問題は深刻化しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、「子ども・若者ビジョン」に代わる新たな大綱として、2016（平成28）年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においては、社会情勢の変化や国の大綱を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、本計画を策定しました。今後とも、次代の鹿児島を担う全ての子ども・若者が、健やかに成長し、持てる能力を生かして自立・活躍できる社会の実現を目指してまいります。

③ 子どもの貧困対策計画

本県においては、2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に支援するため「子どもの貧困対策計画」（「かごしま子ども未来プラン2015」に包含）を策定し、各種施策を展開してきたところです。

2019（令和元）年6月に改正された同法を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指していく必要があります。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすく、そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

子どもたちの中で、生まれながらにして様々な格差があってはなりません。子どもたちが健やかに成長していくためには、特に医療、食、教育が重要であり、これらの施策の充実に努めていく必要があることから、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、新たな「子どもの貧困対策計画」を策定しました。

④ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

本県においては、2003（平成15）年4月に施行された「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」に基づき、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、自立を支援するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭等寡婦自立促進計画」を策定し、「かごしま子ども未来プラン（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）」の中に盛り込んだところです。

その後、2012（平成24）年8月に子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が制定され、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、その中に母子家庭等及び寡婦自立促進計画を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援の推進のための様々な施策に取り組んできたところです。

本県のひとり親家庭は2015（平成27）年時点では15,387世帯、また、寡婦世帯は、同時点で102,446世帯となっており、県全体（72万4,690世帯）の約16%を占めています。

また、2017（平成29）年に県が実施した「かごしま子ども調査」によると、母子世帯におけるA世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯の割合が約4割を占めるなど、他の

世帯類型と比べて、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。

さらに、A世帯とB世帯（等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯）を合算すると母子世帯、父子世帯では7割近くを占めていますが、二人親世帯は約5割であり、二人親世帯とひとり親世帯には、所得の面で大きな差異があります。

このようなことから、ひとり親家庭等の自立を支援するためには、引き続き、就業支援や経済的支援等に計画的に取り組んでいく必要があります。

そこで、今回、全てのひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件並びに、ひとり親家庭の親及び寡婦の健康で文化的な生活を確保するため生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な措置について定めた「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」を策定しました。

⑤ 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

本県においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、2014（平成26）年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、2019（令和元）年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消することを目標とし、県内の放課後児童クラブ施設数については、2014（平成26）年度の389施設から2019（令和元）年度の588施設まで増加しており、施設の計画的な整備を推進してきたところです。

しかしながら、本県の放課後児童クラブ登録児童数については、2014（平成26）年度は14,446人でしたが、近年の女性就業率の上昇等により、2019（令和元）年度は22,780人まで増加しており、施設の受け皿整備は進んではいるものの、待機児童の解消にはいたっておりません。

国においては、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、2019（令和元）年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2021（令和3）年度までに待機児童を解消し、2023（令和5）年度までに約30万人分の新たな受け皿を整備することを目標としました。

県においては、このような状況を踏まえ、今般新たな計画を策定することとし、これまでの施策を一層進めるとともに、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援してまいります。

3 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。